ジャニーズ問題、相続税でも注目　納税猶予が補償に影響

2023/10/01 05:00 日本経済新聞電子版　2098文字

故ジャニー喜多川元社長による性加害問題で揺れるジャニーズ事務所が、相続税の面からも注目されている。先代から承継した株式の相続税納税が猶予・免除される「事業承継税制」の特例措置を受けていることが明らかになったからだ。事業承継税制の特例は比較的適用要件が厳しく、クリアしないと数百億円にのぼるともいわれる相続税の納税が必要となる。今後の被害者への補償にも影響を与えそうだ。

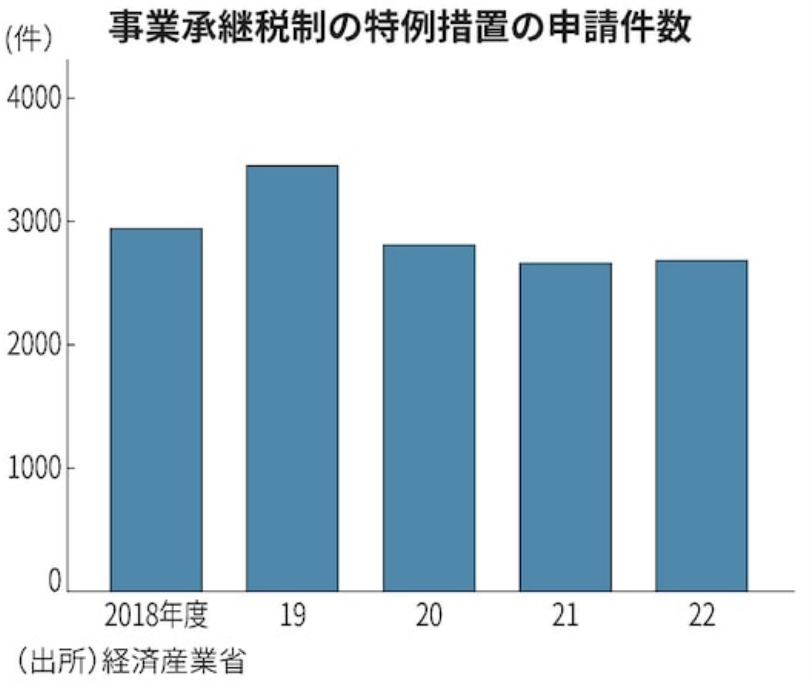

事業承継税制の特例の対象となったのは、9月5日付で引責辞任した前社長の藤島ジュリー景子氏が、創業者であるジャニー喜多川氏、ジャニー氏の姉で共同経営者だったメリー喜多川氏から承継したジャニーズ事務所の株式だ。

納税猶予が取り消される主なケース
（5年間の事業継続期間内）

①	後継者が代表権を持たなくなった
②	後継者と同族関係者の議決権が総議決権数の50%以下となった
③	後継者以外の同族関係者の議決権が後継者の議決権を超えた（後継者が筆頭株主でなくなった）
④	納税猶予対象株式を一部でも譲渡した
⑤	一定の組織変更（会社分割、合併により消滅したり、株式交換などにより完全子会社となったりした場合）をしたり、解散したりした
⑥	会社の売上高がゼロになった

事業承継税制、特例措置で使いやすく

事業承継は通常、中小企業経営者の親らが会社経営を後継者の子らに任せることを指す。親らが保有する会社の株式を贈与または相続により子らに取得させる必要があるが、業績が好調だったり会社の保有資産が多額だったりすると株式評価額が高くなり、生前なら贈与税、死後なら相続税がかかる。

経営者の高齢化と後継者不足を背景に廃業に追い込まれる中小企業が増えていることから政府は2009年、一定の要件を満たせば非上場株式にかかる相続税、贈与税の納税を猶予し、猶予を受けた子らが死亡した場合などに納税を免除する「事業承

継税制」を導入した。18年には特例措置を設けたが、特徴は「要件が大幅に緩和されたうえ、贈与や相続に伴う税負担が全額猶予・免除となる」（ランドマーク税理士法人の清田幸弘代表税理士）ことだ。特例措置は27年末までの10年間の時限措置となっている。

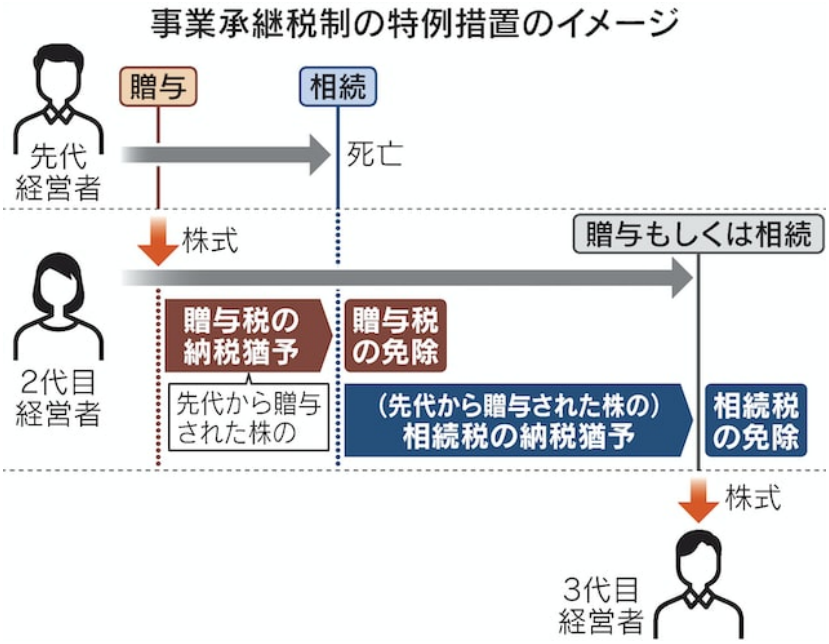

仕組みはこうだ。先代経営者が特例措置を利用して自社株を贈与した後、亡くなると贈与税は免除される。一方、贈与株式は相続税の対象とされるが、２代目の相続税は納税猶予となる。同じように２代目が３代目に贈与したり2代目が死亡したりすると、２代目が納税の猶予を受けていた相続税が免除される。

多額の相続税の納税が免除されるケースも

適用を受けるには今後の経営や事業承継計画をまとめた「特例承継計画」を都道府県に提出する必要があるが、提出前に経営者が死亡したとしても、後継者が相続開始前に会社役員の登記をしていれば特例を利用でき相続税の納税は猶予される。景子氏が承継した株式はこのパターンだったと見られている。

ジャニーズ事務所の株式は40年以上前からジャニー喜多川氏と姉のメリー喜多川氏が半分ずつ所有していた。19年のジャニー氏死亡の際、ジャニー氏の持ち株はメリー氏の子でめいに当たる景子氏に引き継がれ、21年にメリー氏が死亡したため、株式の100%を景子氏が保有することになった。

事業承継税制の特例措置は景子氏が保有する全株式が対象。現在、景子氏は相続した株式について相続税の納税が「猶予」されている状態だが、景子氏が今後、後継者の子らに持ち株を贈与したり、景子氏が亡くなって後継者の子らが同社株を相続したりすれば、景子氏が支払うはずだったジャニー氏らについての相続税の納税は「免除」となる。

ただ納税猶予の要件をクリアするのは容易ではない。

代表取締役でなくなると取り消しに

相続税の申告・納税期限（相続開始の翌日から10カ月）の翌日以降５年間は「事業継続期間」と呼ばれる。この期間中に後継者が代表取締役でなくなったり、株式を１株でも売却したりすると猶予措置は打ち切られ、2カ月以内に相続税の納税が必要になる。故ジャニー喜多川氏の相続税の申告・納税期限は20年5月。従ってそこ

から5年間、つまり25年5月までは要件を満たしている必要がある。

性加害の被害者補償の有力な原資である同社株を1株でも売却すると猶予が打ち切られ、「利子税込みで相続税を納税することになる」（辻・本郷税理士法人の浅野恵理税理士）。景子氏が猶予を優先すれば「補償原資は不動産など自社株以外の財産になる」と事業承継税制に詳しい牧口晴一税理士は見る。当面は1株も売却できないことが「被害者補償の足かせになる」との見方をする専門家は少なくない。

被害者補償の足かせに

一方、ジャニーズ事務所は性加害問題で取引を見合わせる企業が相次いでいるため、社名変更を含む体制見直しを検討しているとされる。ただその場合「会社分割や合併など組織変更を伴うと、相続税の納税猶予が打ち切られる」（藤曲武美税理士）。つまり、納税猶予の優先はジャニーズ事務所の今後の組織再編にも影響が出る可能性がある。ジャニーズ事務所は10月2日に会見を開いて今後の会社の運営方針を明らかにする方針。その際には相続税の納税猶予と、被害者補償や事業再編の関連も注視する必要がある。

事業承継税制の特例措置の申請件数はこのところ伸び悩んでいる。特例導入後の19年度は3452件だったが、新型コロナウイルス禍の影響もあり、以降は2600～2800件程度にとどまる。経済産業省は24年度税制改正で、来年3月末までに承継計画を提出しないと特例措置を受けられない事業承継税制の申請期限延長を要望している。年末に決まる24年度税制改正大綱に注目が集まる。

（後藤直久）

【関連記事】
・ジャニーズ事務所、10月2日に再び記者会見　性加害問題
・NHK、ジャニーズタレント新規起用停止　「紅白」ゼロも
・市場が問う「ジャニーズ」と人権

許諾番号30095548日本経済新聞社が記事利用を許諾しています。
本サービスで提供される記事、写真、図表、見出しその他の情報（以下「情報」）の著作権その他の知的財産権は、その情報提供者に帰属します。
本サービスで提供される情報の無断転載を禁止します。
本サービスは、方法の如何、有償無償を問わず、契約者以外の第三者に利用させることはできません。
Copyrights © 日本経済新聞社 Nikkei Inc. All Rights Reserved.